

○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件

昭和六十三年十二月三十日
大蔵省告示第百八十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を次のように定め、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。なお、所得税法第百八十九条に規定する所得税法別表第四の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして大蔵大臣が定める方法を定める等の件（昭和四十九年三月大蔵省告示第四十七号）は廃止する。

1 所得税法（以下「法」という。）別表第二の甲欄に掲げる税額に代える税額は、第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した残額（別表第四において「その月の課税給与所得金額」という。）に応ずる別表第四に定める算式によつて計算する。

一 その月の法第百八十三条第一項に規定する給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等（法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。）の金額を控除した金額（以下「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」という。）

二 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に應ずる別表第一に定める給与所得控除の額

三 法第百八十五条第一項第一号に規定する主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に應ずる別表第二に定める配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額又は扶養控除の額

四 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に應ずる別表第三に定める基礎控除の額

2 前項の規定による税額の計算については、次に定めるところによる。

一 法第百八十九条第一項の給与所得者の扶養控除等申告書（以下この項において「給与所得者の扶養控除等申告書」という。）を提出した同条第一項の居住者（以下この号において「対象居住者」という。）の当該給与所得者の扶養控除等申告書に法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者（以下この号において「源泉控除対象配偶者」という。）である旨の記載がされた配偶者（以下この号において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書若しくは法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書又は法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として法第百八十五条第一項第一号若しくは第二号若しくは第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二百三条の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとする。

二 給与所得者の扶養控除等申告書に法第百八十九条第一項の居住者が法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十二号までに規

定する障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が同号口又はハに掲げる者に該当するときは、当該給与所得者の扶養控除等申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、これらの一に該当することに法第二条第一項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族（以下「控除対象扶養親族」という。）が一人あると記載されているものとし、当該給与所得者の扶養控除等申告書に同項第三十三号に規定する同一生計配偶者又は同項第三十四号に規定する扶養親族のうち同項第二十八号に規定する障害者又は法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が法第九十四条第四項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた当該障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、これらの一に該当することに控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとする。

〔施行 令和七年一月一日〕

1 現行条文に同じ

2 現行条文に同じ

一 法第八十九条第一項の給与所得者の扶養控除等申告書（以下この項において「給与所得者の扶養控除等申告書」という。）を提出した同条第一項の居住者（以下この号において「対象居住者」という。）の当該給与所得者の扶養控除等申告書に法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者（以下この号において「源泉控除対象配偶者」という。）である旨の記載がされた配偶者（以下この号において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書若しくは法第九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書又は法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として法第八十五条第一項第一号若しくは第二号若しくは第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二百三条の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとする。

二 給与所得者の扶養控除等申告書に法第八十九条第一項の居住者が法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十二号までに規定する障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が同号口又はハに掲げる者に該当するときは、当該給与所得者の扶養控除等申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、これらの一に該当することに法第二条第一項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族（以下「控除対象扶養親族」と

いう。)が一人あると記載されているものとし、当該給与所得者の扶養控除等申告書に同項第三十三号に規定する同一生計配偶者又は同項第三十四号に規定する扶養親族のうちに同項第二十八号に規定する障害者又は法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者(当該障害者又は同居特別障害者が法第九十四条第五項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた当該障害者又は当該同居特別障害者に限る。)がある旨の記載があるときは、これらの一に該当することに控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとする。

別表第一

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
135,416	円以下	45,834円
135,417	149,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×40%－8,333円
150,000	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30%＋6,667円
300,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20%＋36,667円
550,000	708,330	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10%＋91,667円
708,331	円以上	162,500円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

別表第二

配偶者控除の額又は 配偶者特別控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×控除対象扶養親族の数

別表第三

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		基 礎 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
2,162,499	円以下	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834	円以上	0円

別表第四

その月の課税給与所得金額		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
162,500	円以下	その月の課税給与所得金額× 5%
162,501	275,000	その月の課税給与所得金額×10%－8,125円
275,001	579,166	その月の課税給与所得金額×20%－35,625円
579,167	750,000	その月の課税給与所得金額×23%－53,000円
750,001	1,500,000	その月の課税給与所得金額×33%－128,000円
1,500,001	3,333,333	その月の課税給与所得金額×40%－233,000円
3,333,334	円以上	その月の課税給与所得金額×45%－399,667円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもつてその求める税額とする。